

豊岡市くらし創造部が所管する補助金等交付要綱

令和5年3月29日豊岡市告示第86号

改正	令和5年5月25日豊岡市告示第238号	令和5年7月13日豊岡市告示第270号
	令和5年10月4日豊岡市告示第305号	令和5年10月6日豊岡市告示第309号
	令和5年12月27日豊岡市告示第359号	令和6年2月22日豊岡市告示第49号
	令和6年3月28日豊岡市告示第85号	令和6年5月31日豊岡市告示第237号
	令和7年4月1日豊岡市告示第139号	令和8年3月2日豊岡市告示第41号
		令和8年3月27日豊岡市告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市補助金等交付規則（平成17年豊岡市規則第53号。以下「規則」という。）の施行について、くらし創造部が所管する事務において交付する補助金等の名称、目的、内容、対象経費その他補助金等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 規則第2条第1号アの補助金は、別表第1のとおりとする。

(給付金の名称等)

第3条 規則第2条第1号ウの給付金で市長が別に定めるものは、別表第2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(豊岡市地域コミュニティ振興部が所管する補助金等交付要綱等の廃止)

2 豊岡市地域コミュニティ振興部が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第304号）及び豊岡市市民生活部が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第305号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、廃止前の豊岡市地域コミュニティ振興部が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第304号）、豊岡市市民生活部が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第305号）及び豊岡市環境経済部が所管する補助金等交付要綱（令和3年豊岡市告示第307号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年5月25日豊岡市告示第238号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、改正前の豊岡市くらし創造部が所管する補助金等交付要綱別表その13の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年7月13日豊岡市告示第270号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊岡市くらし創造部が所管する補助金等交付要綱別表第1その7の規定は、この要綱の施行の日以降に申請のあった補助金について適用し、施行日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月4日豊岡市告示第305号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年10月6日豊岡市告示第309号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日豊岡市告示第359号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年2月22日豊岡市告示第49号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日豊岡市告示第85号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年5月31日豊岡市告示第237号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年4月1日豊岡市告示第139号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月2日豊岡市告示第41号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日豊岡市告示第81号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

1 補助金の名称	豊岡市古民家再生促進支援事業補助金
2 交付の目的	<p>古民家のうち歴史的建築物を地域交流拠点として再生及び活用しようとする者に対し、改修に係る費用の一部を補助することにより、活力ある地域づくりを図る。</p> <p>(定義)</p> <p>この表において、次に掲げる用語の意義は、次の(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる設備要件を満たしている又は満たしていた建築物、建築物の一部若しくは用途上不可分な2以上の建築物をいう。</p> <p>ア 一つ以上の居室</p> <p>イ 専用(共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。)の台所</p> <p>ウ 専用のトイレ</p> <p>エ 専用の玄関</p> <p>(2) 古民家 建築基準法(昭和25年法律第201号)施行日前に建築された住宅で次に掲げる要件に該当する伝統的木造建築技術により建築されたもの又はこれと同等以上の文化的価値の高い建築技術により建築されたものをいう。</p> <p>ア 軸組構法で造られたもの</p> <p>イ 接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの</p> <p>ウ 筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの</p> <p>エ 主要な壁は、土塗り壁等の湿式工法を用いたもの</p> <p>オ 屋根は、和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの</p> <p>(3) 歴史的建築物 古民家のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項に規定する景観重要建造物</p> <p>イ 兵庫県景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)第21条の10第1項、又は豊岡市景観条例</p>

	<p>(平成24年豊岡市条例第34号) 第18条第1項に規定する景観形成重要建造物等</p> <p>ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号) 第27条第1項に規定する重要文化財又は同法第57条第1項に規定する登録有形文化財</p> <p>エ 文化財保護法第144条第1項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物</p> <p>オ ひょうごの近代住宅 100 選に選定された建築物</p> <p>(4) 地域交流拠点 地域活動若しくは交流の拠点、宿泊体験施設又は店舗等の地域活性化に資する用途に供する施設をいう。</p> <p>(5) 空き家 戸建て物件であって、居住又は使用する者がいないことが常態であるものをいう。</p>						
<p>3 内容及び対象経費</p>	<p>(内容)</p> <p>古民家のうち歴史的建築物を再生し、「地域交流拠点」として活用するための改修に要する費用の一部を支援する。ただし、改修する歴史的建築物は、申請時点で6か月以上空き家であるもの且つ、直近の用途が住宅であるものに限る。</p> <p>(対象経費)</p> <p>上記の改修に要する経費(一戸当たり5,000千円以上とする)。</p>						
<p>4 対象者</p>	<p>歴史的建築物を再生し活用するもので、豊岡市古民家再生促進支援事業補助金交付審査会において市の採択を受け、兵庫県古民家再生促進支援事業による改修工事費の補助金交付決定を受けた者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体若しくはそれらの構成員又はそれらが関係する者その他の補助金を支給することが適当でないと市長が認める者を除く。</p>						
<p>5 補助率又は補助金等の額</p>	<p>対象経費の1/3を上限に補助、但し、(ア)欄の対象経費区分に応じて、(イ)欄の額を上限とする。(1,000円未満切捨て。)</p> <table border="1" data-bbox="549 1845 1251 2002"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 1845 911 1899">(ア)対象経費区分</th> <th data-bbox="911 1845 1251 1899">(イ)補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 1899 911 1953">5,000千円以上</td> <td data-bbox="911 1899 1251 1953">2,500千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1953 911 2007">10,000千円未満</td> <td data-bbox="911 1953 1251 2007"></td> </tr> </tbody> </table>	(ア)対象経費区分	(イ)補助限度額	5,000千円以上	2,500千円	10,000千円未満	
(ア)対象経費区分	(イ)補助限度額						
5,000千円以上	2,500千円						
10,000千円未満							

		10,000千円以上 20,000千円未満	5,000千円	
		20,000千円以上 30,000千円未満	8,500千円	
		30,000千円以上	10,000千円	
6 交付申請に添付する書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 建物図面（付近案内図、配置図、改修前後の平面図、その他改修工事内容が確認できる図書） (4) 見積書の写し (5) 現況写真 (6) 土地建物登記簿謄本の写し（未登記物件の場合は、課税説明書等物件の存在を示す書類の写し） (7) 土地建物所有者の同意書（土地建物所有者と申請者が異なる場合） (8) 確約書 (9) その他市長が必要と認める書類			
7 交付申請の期限	市長が指定する日			
8 申請書への記載を省略する事項	なし			
9 変更承認を要しない軽微な経費の配分の変更	補助金額の増減を伴わない範囲での経費の配分の変更			
10 変更承認を要しない軽微な内容の変更	変更後の対象経費が5,000千円以上で、かつ、交付決定金額に変更が生じないもの又は補助対象外工事の内容の変更			
11 実績報告書に添付する書類	(1) 補助金精算調書 (2) 領収書の写し (3) 歴史的建築物の改修箇所及び改修状況を確認できる工事写真（改修前後の工事写真） (4) 広報用資料提供書 (5) その他市長が必要と認める書類			
12 概算払	不可			
13 規則の適用除外	なし			
14 その他	(1) 次に掲げる区域内に存する古民家は本事業の対象とし			

ない。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域

ウ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域

(2) 当該古民家の改修に当たっては、次の全てを満たすものであること。

ア 県が実施する古民家再生促進支援事業等の建物調査及び再生提案を実施したもの又は自主提案を実施したもの

イ 改修内容が歴史的建築物の価値を損なわないもの

ウ 地域と連携が図られ、持続可能な活用が見込まれると認められるもの

エ 一定の耐震性能を確保するもの

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、農地法（昭和27年法律第229号）その他関係法令を遵守するもの

カ 補助事業の完了後、10年以上地域交流拠点又は賃貸住宅として活用されるもの

(3) 改修の後、10年を満たさずに活用されなくなった場合は、本事業で交付された補助金全額を返還しなければならない。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。